川崎市健康ポイント事業業務委託事業者選定審査委員会設置要綱

（目的及び設置）

第１条　新型コロナウィルス感染症の影響により、長期間の自粛生活が続いたことで、体を動かさないで過ごす時間が増え、1日の活動量が低下していることから、市民が気軽に楽しくウォーキングに取り組むことができるスマートフォン向け健康ポイントアプリを開発し、健康活動等に応じてポイントを付与するとともに健康活動の成果を地域や子どもに還元する健康ポイント事業の実施にあたり、参加意向の申し出があった事業者をプロポーザル方式により公正かつ適正に審査し、当該事業を委託するに相応しい提案を行ったと認められる委託事業者を特定するため、健康福祉局に川崎市健康ポイント事業業務委託事業者選定審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（委員会の組織等）

第２条　委員会の委員及び所掌事務は、次のとおりとする。

委　　員	所 掌 事 務
健康福祉局保健医療政策部長 健康福祉局保健医療政策部担当部長〔保健政策・保健所長〕 健康福祉局保健医療政策部健康増進課長 健康福祉局保健医療政策部保健医療政策課長 総務企画局都市政策部SDGｓ・国際連携推進担当課長	委託事業者の特定及び指導に関すること。

（委員長）

第３条　委員会に委員長を置き、保健医療政策部長をもって充てる。

２　委員長は、会務を総理し、委員会の会議の議長となる。

３　委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、健康福祉局保健医療政策部担当部長〔保健政策・保健所長〕がその職務を代理する。

（会議）

第４条　委員会は、委員長が招集する。

２　委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

３　会議の議事は、委員長を除いた委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

（関係者の出席）

第５条　委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（委託事業者の特定）

第６条　委員会は、参加意向の申し出があった事業者による企画提案評価の結果、当該事業を委託するに相応しい提案を行ったと認められる委託事業者を特定する。

（庶務）

第７条　委員会の庶務は、健康福祉局保健医療政策部健康増進課において処理する。

（委任）

第８条　この要綱に定めのない事項については、別途委員長が定める。

附　則

この要綱は、令和４年１０月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。